



平成 18年 3月期 個別中間財務諸表の概要

銀行 平成 17年 11月 25日

上場会社名 株式会社東和銀行

上場取引所 東

コード番号 8558

本社所在都道府県

(URL <http://www.towabank.co.jp>)

群馬県

代表者 代表取締役頭取 増田熙男

問合せ先責任者 財務経理部長 田村盛司

TEL (027) 234 - 1111

中間決算取締役会開催日 平成 17年 11月 25日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成 -年 -月 -日

単元株制度採用の有無 有(1単元 1,000株)

1. 17年 9月中間期の業績 (平成 17年 4月 1日 ~ 平成 17年 9月 30日)

(1)経営成績

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
17年 9月中間期	18,789	1.3	626	23.6	1,340	-	5.55
16年 9月中間期	19,028	10.0	819	-	853	-	3.53
17年 3月期	40,112		3,661		2,481		10.27

(注) 期中平均株式数 17年 9月中間期 241,387,497株 16年 9月中間期 241,439,710株 17年 3月期 241,425,115株

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2)配当状況

	1株当たり 中間配当金	1株当たり 年間配当金
	円 銭	円 銭
17年 9月中間期	0.00	-
16年 9月中間期	0.00	-
17年 3月期	-	3.00

(3)財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
17年 9月中間期	1,797,971	63,554	3.5	263.31	8.23
16年 9月中間期	1,766,645	57,892	3.3	239.79	6.61
17年 3月期	1,785,950	63,805	3.6	264.31	8.46

(注) 期末発行済株式数 17年 9月中間期 241,371,292株 16年 9月中間期 241,428,292株 17年 3月期 241,397,813株

期末自己株式数 17年 9月中間期 226,358株 16年 9月中間期 169,358株 17年 3月期 199,837株

2. 18年 3月期の業績予想 (平成 17年 4月 1日 ~ 平成 18年 3月 31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期末	
通期	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭
	39,500	4,950	2,150	3.00	3.00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 8円90銭

上記の業績予想は、現状での情報に基づいた判断及び予測に基づき算出した見通しであり、不確実性を含んでいます。

また、今後の経営環境の変化等により、実際の業績が見通しの数値と大きく変わる可能性があります。

比較中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成17年 中間期末 (A)	平成16年 中間期末 (B)	比 較 (A - B)	平成16年度末 (要約) (C)	比 較 (A - C)
(資産の部)					
現金預け金	38,378	56,438	18,060	86,356	47,978
コールローン	44,086	45,023	937	44,219	133
買入金銭債権	1,303	1,669	366	1,284	19
商品有価証券	145	125	20	140	5
有価証券	489,178	438,777	50,401	434,154	55,024
貸出金	1,179,670	1,177,871	1,799	1,174,979	4,691
外国為替	2,455	953	1,502	1,004	1,451
その他資産	6,690	8,082	1,392	7,280	590
動産不動産	29,155	30,439	1,284	30,471	1,316
繰延税金資産	15,476	18,207	2,731	16,697	1,221
支払承諾見返	10,449	12,276	1,827	10,911	462
貸倒引当金	19,019	23,220	4,201	21,551	2,532
資産の部合計	1,797,971	1,766,645	31,326	1,785,950	12,021
(負債の部)					
預金	1,686,952	1,673,865	13,087	1,675,266	11,686
コールマネー	1,131	1,887	756	1,181	50
外国為替	36	53	17	40	4
社債	15,000	-	15,000	15,000	-
その他負債	2,965	4,216	1,251	3,196	231
賞与引当金	415	422	7	420	5
退職給付引当金	13,553	13,579	26	13,675	122
再評価に係る繰延税金負債	3,910	2,451	1,459	2,451	1,459
支払承諾	10,449	12,276	1,827	10,911	462
負債の部合計	1,734,416	1,708,753	25,663	1,722,144	12,272
(資本の部)					
資本金	35,565	35,565	-	35,565	-
資本剰余金	14,516	14,516	-	14,516	-
資本準備金	14,516	14,516	-	14,516	-
利益剰余金	2,997	3,632	635	5,261	2,264
利益準備金	300	150	150	150	150
中間(当期)未処分利益	2,697	3,482	785	5,111	2,414
土地再評価差額金	2,390	3,612	1,222	3,612	1,222
その他有価証券評価差額金	8,153	618	7,535	4,910	3,243
自己株式	68	53	15	60	8
資本の部合計	63,554	57,892	5,662	63,805	251
負債及び資本の部合計	1,797,971	1,766,645	31,326	1,785,950	12,021

比較中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成17年 中間期 (A)	平成16年 中間期 (B)	比 較 (A - B)	平成16年度 (要約) (C)
経 常 収 益	18,789	19,028	239	40,112
資 金 運 用 収 益	15,713	16,300	587	32,804
（うち貸出金利息）	(13,858)	(14,377)	(519)	(28,615)
（うち有価証券利息配当金）	(1,707)	(1,818)	(111)	(3,952)
役 務 取 引 等 収 益	2,367	2,205	162	4,496
そ の 他 業 務 収 益	441	164	277	1,088
そ の 他 経 常 収 益	267	358	91	1,723
経 常 費 用	18,163	18,209	46	36,451
資 金 調 達 費 用	513	318	195	699
（うち預金利息）	(283)	(275)	(8)	(552)
役 務 取 引 等 費 用	1,758	1,554	204	3,460
そ の 他 業 務 費 用	0	36	36	384
営 業 経 費	12,286	12,711	425	24,524
そ の 他 経 常 費 用	3,603	3,589	14	7,381
経 常 利 益	626	819	193	3,661
特 別 利 益	308	307	1	669
特 別 損 失	1,180	15	1,165	50
税引前中間（当期）純利益	246	1,110	1,356	4,280
法人税、住民税及び事業税	22	26	4	52
法 人 税 等 調 整 額	1,072	231	841	1,746
中 間 （ 当 期 ） 純 利 益	1,340	853	2,193	2,481
前 期 繰 越 利 益	4,237	2,629	1,608	2,629
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	199	-	199	-
中 間 （ 当 期 ） 未 処 分 利 益	2,697	3,482	785	5,111

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 17 年 9 月 30 日
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 12 年～50 年 動産 4 年～10 年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 27,076 百万円であります。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

	<p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>
6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	<p>当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、繰延ヘッジによる会計処理であります。</p> <p>またヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。</p>
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>当中間会計期間</p> <p>自平成 17 年 4 月 1 日</p> <p>至平成 17 年 9 月 30 日</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は1,124百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

<p>当中間会計期間末</p> <p>平成 17 年 9 月 30 日</p>
<p>1. 子会社の株式(及び出資)総額 40百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,364百万円、延滞債権額は60,167百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行なった部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,811百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は85,343百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業</p>

種別監査委員会報告第 24 号) に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 16,474 百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産
 現金預け金 2 百万円
 有価証券 6,338 百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 9,662 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券 125,587 百万円を差し入れております。

なお、動産不動産のうち保証金権利金は 739 百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、109,783 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 86,708 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 動産不動産の減価償却累計額

26,032 百万円

9. 動産不動産の圧縮記帳額

198 百万円

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

11. 社債には、劣後特約付社債 15,000 百万円が含まれております。

注記事項

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間	
自平成 17 年 4 月 1 日	
至平成 17 年 9 月 30 日	
1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。	
建物・動産	594 百万円
その他	678 百万円
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1,665 百万円、貸倒引当金繰入額 729 百万円及び株式等償却 1,156 百万円を含んでおります。	
3. 特別利益には、償却債権取立益 282 百万円を含んでおります。	
4. 特別損失には、固定資産の減損損失 1,151 百万円を含んでおります。	
5. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。	
(グルーピングの方法)	
営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。	
(減損損失を認識した資産または資産グループ)	
(イ) 群馬県内	
主な用途	営業店舗 6 店舗
種類	土地建物等

減損損失額 409 百万円

(口) 群馬県外

主な用途 営業店舗 6 店舗と遊休不動産 2 ヲ所、処分決定済資産 1 ヲ所

種類 土地建物等

減損損失額 742 百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

営業キャッシュフローの低下及び地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 1,151 百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

(リース取引関係)

E D I N E T による開示を行うため記載を省略しています。